

18む796

福岡地裁小倉支部 平成18・10・18

316条の15第1項6号 棄却

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

1 弁護人は、刑法316条の15第1項6号に基づいて、「共犯者であるAから聞き取った事情に関する報告書」の開示を求めているが、一般に捜査報告書に記載されている供述は、供述者自身による内容確認や署名押印の手続を欠いており、供述内容の正確性、信用性が担保されていないこと、弁護人が開示請求証拠として例示する平成17年10月21日付け事情聞取結果報告書は、捜査初期の任意捜査の段階において作成されたものであり、その後の上記Aの供述調書は平成18年5月の時点で全て開示されていること等に照らすと、弁護人が開示を請求する上記報告書が、上記Aの供述の証明力を判断するために重要であるとはいえず、その他本件の訴訟経過等も考慮すると、現時点においては、上記報告書の開示の必要性は低いと考えられるから、その開示を命じることが相当とは認められない。

2 よって、本件請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官・田口直樹, 裁判官・野路正典, 裁判官・窪田俊秀)